

群馬県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

令和5年3月23日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 条例第17条第1項の帳簿は、個人情報ファイル簿（様式第1号）とする。

3 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

4 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。

6 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

7 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

8 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

9 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

10 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(個人情報開示請求書)

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（保有個人情報開示決定通知書等）

第12条 条例第24条第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第4号）

2 条例第24条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）とする。

（開示決定等の期間の延長）

第13条 条例第25条第2項の書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報開示請求）（様式第6号）とする。

2 条例第26条第1項の書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報開示請求）（様式第7号）とする。

（第三者保護に関する手続）

第14条 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（条例第27条第1項適用）（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、保有個人情報の開示に係る意見書照会書（条例第27条第2項適用）（様式第9号）とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（様式10号）とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）開示請求の年月日

（2）意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）前項各号に掲げる事項

（2）条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、保有個人情報を開示決定した旨の通知書（様式第11号）とする。

（文書等の写しの交付方法）

第15条 条例第28条第1項の規定による文書または図書（以下「文書等」という。）に記録されている保有個人情報の写しの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、第3号に掲げる方法については、その保有する処理装置により、容易に当該保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。

（1）当該文書等を乾式の複写機により日本産業企画A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付

（2）当該文書等を乾式の複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラー（白黒以外の単色を含む。以下同じ。）で複写したものの交付

(3) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(電磁的記録の開示方法)

第16条 条例第28条第1項の議長が定める方法は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法とする。

(1) 当該電磁的記録が録音テープ又はビデオテープの場合 視聴又は写しの交付

(2) 当該電磁的記録が前号に掲げるもの以外のものである場合 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又はフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の記録媒体に複写することが容易であるときは、視聴又は写しの交付の方法により開示を行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(費用負担に係る額)

第18条 条例第30条第1項の議長が定める費用は、次のとおりとする。

区分		費用の額
乾式複合機による 写し	単色刷り	A3版まで1面につき10円
	多色刷り	A3版まで1面につき50円
その他の写し		写しの作成に要する実費に相当する額
写しの送付に要する費用		写しの送付に要する実費に相当する額

(送付に要する費用の納付方法)

第19条 議会の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている文書の写しの送付を求めることができる。

2 前項の規定による費用の納付は、納入通知書により現金を指定金融機関等又は会計管理者等に納付する方法により行うものとする。

(保有特定個人情報の開示に係る費用負担の減免)

第20条 条例第30条第2項の規定により、保有特定個人情報の開示を受ける者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示に係る費用を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による減額又は免除を受けようとする者は、条例第24条第1項の規定による通知を受け取った後、遅滞なく当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した保有特定個人情報の開示に係る費用の減額(免除)申請書(様式第12号)を議長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面をそれぞれ添付しなければならない。

4 第1項の規定による費用の減額又は免除の承認又は不承認の通知は、それぞれ保有特定個人情報の開示に係る費用の減額(免除)承認通知書(様式第13号)又は保有特定個人情報の開示に係る費用の減額(免除)不承認通知書(様式第14号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正請求書)

第21条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第15号)によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第22条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第16号)とする。

2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第17号)とする。

(訂正決定等の期間の延長)

第23条 条例第35条第2項の書面は、決定期間延長通知書(保有個人情報訂正請求)(様式第18号)とする。

2 条例第36条第1項の書面は、決定期間特例延長通知書(保有個人情報訂正請求)(様式第19号)とする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第24条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第20号）とする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第25条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第21号）によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第26条 条例第41条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第22号）とする。

2 条例第40条第2項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書（様式第23号）とする。

（利用停止決定等の期間の延長）

第27条 条例第42条第2項の書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報利用停止請求）（様式第24）とする。

2 条例第43条第1項の書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報利用停止請求）（様式第25号）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第28条 条例第45条第2項の規定による通知は、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会諮問通知書（様式第26号）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（群馬県後期高齢者医療広域連合議会の所管に係る個人情報保護条例施行規程の廃止）

2 群馬県後期高齢者医療広域連合議会の所管に係る個人情報保護条例施行規程（平成19年議会告示第2号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第9条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「群馬県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会告示第1号）の施行後遅滞なく」とする。

様式第1号（第8条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する法律第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する法律第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する法律施行令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案		

を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

請求者氏名
住所又は居所
〒 -

（代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号）第19条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）	
開示の実施方法 ご希望の□にチェックしてください。 例) 「■」 「レ」	1 <input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付 （ <input type="checkbox"/> 事務所における開示 開示を希望する日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 送付による交付 （希望する交付方法を上記2点からご選択ください）
開示請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 （代理人による開示請求の場合のみ記入してください。）	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所 4 本人の電話番号
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※ 法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※ 任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注 ※印の欄は、記入しないでください。

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号）第24条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	
①事務所における開示 開示を実施することができる日時及び場所	日時： 場所：
②写しの送付による開示 準備日数及び送付費用	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

- 注 1 事務所で開示を受ける際は、この通知書及び本人であることを証明する書類を持参してください。
- 2 代理人が開示を受ける際は、注1の書類に加え、代理人の資格を証明する書類も持参してください。
- 3 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号）第24条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	
①事務所における開示 開示を実施することができる日時及び場所	日時： 場所：
②写しの送付による開示 準備日数及び送付費用	
開示しない部分の概要及びその理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号 該当
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

- 注 1 事務所で開示を受ける際は、この通知書及び本人であることを証明する書類を持参してください。
- 2 代理人が開示を受ける際は、注1の書類に加え、代理人の資格を証明する書類も持参してください。
- 3 ※欄は、開示しない部分について、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にのみ記入してあります。
- 4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号）第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しない理由	
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

注 ※欄は、開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にのみ記入してあります。

決定期間延長通知書
(保有個人情報開示請求)

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
施行条例第25条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

決定期間特例延長通知書
（保有個人情報開示請求）

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、請求のあった日から44日以内に保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
施行条例第25条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
施行条例第26条第1項を適用する理由	
保有個人情報の相当部分について開示決定等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報の開示に係る意見照会書
（条例第27条第1項適用）

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第27条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出していただきますようお願いします。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
事務担当課等 （意見書提出先）	電話番号 (内線)
意見書提出期限	年 月 日
備 考	

注 提出期限までに「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、保有個人情報の開示が行われる場合があります。

保有個人情報の開示に係る意見照会書
（条例第27条第2項適用）第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第27条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	
法第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
事務担当課等 (意見書提出先)	電話番号 (内線)
意見書提出期限	年 月 日
備 考	

注 提出期限までに「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、保有個人情報の開示が行われる場合があります。

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

（宛先）群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

氏名
住所又は居所
〒 -

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

年 月 日 付け 第 号で照会のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

意 見
<p>（該当する番号を○で囲んでください。「2」を○で囲んだ場合は（1）欄及び（2）欄も記載してください。）</p> <p>1 開示することについて支障がない。</p> <p>2 開示することについて支障がある。</p> <p>（1） 開示により支障（不利益）がある部分</p> <p>（2） 支障（不利益）がある具体的理由</p>
<p>（上記の他に意見があればお書きください。）</p>

注 1 電話番号について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。

2 本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、「意見照会書」に記載されている「事務担当課等」に連絡してください。

保有個人情報を開示決定した旨の通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

（あなた、貴社等）から 年 月 日付け「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号）第27条第3項の規定により通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日（ ）
開示を実施する日	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）申請書

年 月 日

（宛先）群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

請求者氏名

住所又は居所

〒 -

〔代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号）第30条第2項の規定により、次のとおり特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）を申請します。

開示決定のあった特定個人情報の内容	
減額（免除）を求める額 ただし、2,000円を限度とする。	
減額又は免除を求める理由 ア又はイのいずれかに○印を付し、 イの場合は具体的な理由を記入してください。	ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けており、費用を納付する資力がないため。 イ その他（具体的な理由）

- 注 1 生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付してください。
- 2 この申請書は、保有個人情報開示決定通知の交付を受けた後、遅滞なく（遅くとも開示が実施される前までに）提出してください。

特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）承認通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで申請のあった特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）については、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号）第30条第2項の規定により、次のとおり承認しましたので通知します。

開示決定のあった特定個人情報の内容	
減額（免除）をする額	
減額又は免除を承認する理由	

特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）不承認通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで申請のあった特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）については群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号）第30条第2項の規定により、次のとおり不承認としましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示決定のあった特定個人情報の内容	
減額又は免除を承認しない理由	

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先）群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

請求者氏名

住所又は居所

〒 -

（代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号。以下「条例」という。）第32条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
訂正請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 (代理人による開示請求の場合のみ記入してください。)	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所 4 本人の電話番号
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注 1 訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければなりません。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号）第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正した年月日	年 月 日
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号）第34条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定しましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正をしない理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

決定期間延長通知書
(保有個人情報訂正請求)

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号。以下「条例」という。）第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例35条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

決定期間特例延長通知書
(保有個人情報訂正請求)

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、群馬県後期高齢者医療広域連合議会議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号。以下「条例」という。）第36条第1項の規定により、相当の期間内に訂正決定等を行いますので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法律第35条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
条例第36条第1項の規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号）第33条の規定により訂正を実施しましたので、同法第37条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

（宛先）群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

請求者氏名

住所又は居所

〒 -

〔代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号。以下「条例」という。）第39条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書等の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 （理由）
利用停止請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 （代理人による利用停止請求の場合のみ記入してください。）	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所 4 本人の電話番号
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注 1 利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければなりません。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号）第41条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止内容) (利用停止理由)
利用停止（予定）年月日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報不利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、群馬県後期高齢者医療広域連合議会議個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号）第41条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことを決定しましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止しない理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

決定期間延長通知書
(保有個人情報利用停止請求)

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号。以下「条例」という。）第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法律第102条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

決定期間特例延長通知書
(保有個人情報利用停止請求)

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号。以下「条例」という。）第43条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第42条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
条例第43条の規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長

印

あなたからの審査請求について、次のとおり群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しましたので、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年広域連合条例第1号）第45条第3項において準用する同条第2項の規定に基づき通知します。

審査請求年月日	年 月 日
審査請求の対象となった 決定	年 月 日 第 号
	(決定の内容)
審査請求の内容	
諮問をした年月日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	